

# 群馬工業高等専門学校キャンパス・ハラスメント防止等委員会規則

平成29年12月6日 制定

## (設置)

第1条 群馬工業高等専門学校にキャンパス・ハラスメント防止等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (目的)

第2条 委員会は、独立行政法人国立高等専門学校機構理事が有する権限等の一部委任に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第57号）によって校長に委任された、独立行政法人国立高等専門学校機構ハラスメントの防止等に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第113号、以下「機構規則」という。）第4条に規定された理事長の責務及び第5条に規定された監督者の責務を果たす上で必要な事項について、調査、審議する。

## (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 教務主事
- (3) 学生主事
- (4) 寮務主事
- (5) 専攻科長
- (6) 事務部長
- (7) 総務課長
- (8) その他校長が必要と認める者

## (委員会の運営)

第4条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、教務主事はその職務を代行する。
- 4 委員会は委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 5 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、キャンパス・ハラスメント調査結果が処分の要請を含むものであるときは、委員の3分の2以上が出席した会議において、出席委員の3分の2以上の同意がなければ議決することはできない。

6 校長は、懲戒処分又は訓告等に該当する可能性のある案件が生じた場合は、速やかに理事長に連絡する。

(委員以外の出席)

第5条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(相談員)

第6条 機構規則第9条に配置することが規定された相談員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1)各学科長及び各一般教科長

(2)教育研究支援センター長

(3)各課長

(4)各課長補佐

(5)各主事補(副各主事)

(6)女性教員のうち校長が指定する者

(7)女性職員のうち校長が指定する者

(8)その他校長が指定する者

2 相談員は苦情相談があった場合は、相談者の希望を確認の上、リスク管理室に速やかに報告するものとする。

3 相談員は、生命に関わるような緊急事態には、前項の規定にかかわらず、速やかに校長に報告するものとする。なお、校長が不在の場合は、副校長又は校長補佐に報告するものとする。

(苦情処理方法)

第7条 委員会は、リスク管理室から苦情相談の報告を受けた場合は、その対応について検討し、次に掲げる方法により、苦情処理を行うものとする。

(1)調査

(2)申し入れ

(3)調停

(4)措置

(調査)

第8条 委員会は、キャンパス・ハラスメントの具体的事案に関し、調査を行う必要が生じた場合は、委員会の下に、調査小委員会を置くことができる。

2 調査小委員会の委員は、教職員の中から校長が指名する。なお、必要に応

じて、学外の専門的知識を有する者を委員に加えることができる。

- 3 調査小委員会に主査を置き、調査小委員会委員の中から校長が指名する。
- 4 調査小委員会主査は、調査小委員会を招集し、その議長となる。
- 5 調査小委員会は、調査結果を報告書にまとめ、遅滞なく委員会に報告しなければならない。
- 6 調査小委員会の委員の任期は、調査小委員会が置かれた日から報告書を委員会に提出したときまでとする。

(申し入れ)

第9条 委員長は、加害者とされる者又は必要な場合は関係者に対して事実関係を確認の上、問題とされる行為があった場合はその行為を止めるよう、申し入れをすることができる。

- 2 委員長は、申し入れをする場合は、主事、学科長、一般教科長、専攻科長、教育研究支援センター長、事務部長又は課長に依頼するものとする。
- 3 委員長は、必要に応じ校長として、事実関係の確認及び加害者への申し入れを直接行うことができる。
- 4 委員長は、申し入れの内容について被害者又は加害者が納得できない場合、「調停」又は「措置」の手續へと進むため委員会へ報告するものとする。

(調停)

第10条 申し入れの内容について納得できない被害者が希望する場合は、委員会委員3名が調停委員となり、被害者及び加害者の双方の話し合いで紛争を解決することができる。

- 2 委員長は、委員会委員のうちから3名を調停委員に指名する。
- 3 調停委員は、当事者間の話し合いに立ち会い、調停案を作成するものとする。
- 4 調停委員は、調停が成立したときは、合意事項を文書で当事者に確認の上、委員会に報告するものとする。
- 5 当事者は、いつでも調停を打ち切ることができる。
- 6 調停委員は、適当な期間が経過しても合意が成立する見込みがないと判断した場合は、調停不成立として調停を終了させることができる。
- 7 調停が打ち切り又は不成立になった場合は、被害者は委員会に「措置」を申し立てることができる。

(措置)

第11条 委員会は、調査小委員会からの報告を受け、被害者の不利益の回復、

環境の改善、加害者に対する指導等の措置を決定できる。

- 2 委員長は、措置を決定した場合、直ちに当事者にその結果を通知するものとする。
- 3 当事者は決定された措置に不服のある場合は、委員長に異議の申し立てを行うことができる。

(プライバシー等の保護及び守秘義務)

第12条 委員会委員、調査小委員会委員及び関係者は、当事者の名誉、プライバシー等を侵害することのないように配慮するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務)

第13条 キャンパス・ハラスメント防止等に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会の議を経て校長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年12月6日から施行する。
- 2 群馬工業高等専門学校における独立行政法人国立高等専門学校機構ハラスメントの防止等に関する規則(独立行政法人国立高等専門学校機構規則第113号)適用に当たっての取り扱いについて(平成26年3月5日校長裁定)は、廃止する。